

東京高等商業学校一覽

自明治三十五年
至明治三十六年

専攻部規程

令ニ依リ本校職員ノ定員ヲ増加セラル。八月校長寺田勇吉休職仰付ラレ、東京帝国大学法科大学教授法学博士松崎藏之助校長ニ兼任セラル。九月法学博士松崎藏之助校長兼東京帝国大学法科大学教授ニ任ゼラル。十一月試験、進級、卒業規程及専攻部学科課程ヲ改正ス。

沿革略

《明治》三十五年二月文部書記官兼文部省参事官文部省視学官寺田勇吉校長ニ任ゼラル。四月本校ヲ東京高等商業学校ト改称セラル。同月本校ニ商業教員養成所ヲ附設セラル。同月文部省直轄諸学校職員定員

第一条 専攻部ハ本科ノ課程ヲ終了シタル後、尚商業各般ノ専門ニ関シ之ヲ攻究セントスル者ノ為ニ設ク。
第二条 専攻部ノ修学期限ハ二箇年トス。
第三条 専攻部ノ学科及毎週授業時間左ノ如シ。

専攻部学科課程表

学 科	学 年	
	第 一 年	第 二 年
一	經 濟 学	四
二	民 法	二
三	商 法 并 比 較 商 法	三
四	国 際 法	二
五	国 法 学	二
六	東 洋 經 濟 事 情	二
七	近 時 外 交 史	二
八	刑 法	二

東京高等商業学校一覽

規 則

自明治三十六年

〈前略〉

至明治三十七年

第二章 学級及学科課程

沿革略

△明治三十六年二月專攻部規程第六條ニ但書ヲ加フ。五月規則中
 入学ニ関スル規程ニ改正ヲ加フ。十月規則中学科課程ヲ改正セラル。
 十二月職員定員ヲ減ゼラル。

第四条 予科、本科各一年ヲ以テ一学級トシ、其学科課程ハ別表ノ定
 ムル所ニ依ル。

第五条 予科及本科学科ノ内外国語ハ英語ノ外尚清、仏朗西、日耳曼、
 西班牙、伊太利、露西亜、韓ノ七国語ニ就キ一語ヲ撰修セシムルモ
 ノトス。

但シ某国語ノ志望者僅少ナルトキハ其国語ヲ設ケズ、更ニ他ノ国
 語ヲ扱バシムルコトアルベシ。

予科学科課程表

科	目	学	年	一	一	
				毎週時間	年	
一	商	業	道	徳	一	
二	書	法			一	
三	作	文			二	
四	数	学			三	
五	簿	記			三	
六	応	用	物	理	学	一

一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	科 目 学 年	第一 年	第二 年	第三 年
統計学	财政学	经济学	商 品 学	機 械 工 学	簿記	商 業 史	商 業 地 理	商 業 算 術	商 業 文 学	商 業 道 徳				
		三	三	一	二		二	二	一	一	每週時間			
	一	三			二		二	三			每週時間			
	二	三			一	三					每週時間			

本科学科課程表

時 間	二 二	一 一	一 〇	九	八	七
合 計	体 操	仏、西、独、伊、清、露、韓語ノ内一語	英 語	經 濟 通 論	法 学 通 論	応 用 化 学
	三 三	三	三	九	一	二
	三 三	三	九	一	二	三

東京高等商業学校一覽

自明治四十二年
至明治四十三年

沿革略

△明治三十七年十二月規則中入学資格ニ関スル条項ヲ改正ス○同三十八年一月授業料規程中ヲ改正ス 三月職員定員ヲ増加セラル○同三十九年十二月專攻部規程中ヲ改正ス○四十年一月專攻部規程中ヲ改正ス神戸高等商業学校卒業生ノ專攻部ニ入学シ得ルコト、ナレリ 二月試験、進級及卒業規程ヲ改正ス。十二月規則中ヲ改正ス是時休業規程ヲ設ク ○同四十一年二月授業料規程中ヲ改正ス。三月職員定員ヲ増加セラル○同四十二年四月職員定員ヲ増加セラル。五月校長法学博士松崎藏之助職ヲ辞シ文部省実業学務局長工学博士眞野文二校長事務取扱ヲ命ゼラル。同月入学、退学、在学規程中ヲ改正ス。同月專攻部廃止ノ文部省令ヲ、六月更ニ專攻部当分存置ノ文部省令ヲ發布セラル。九月文部省実業学務局長工学博士眞野文二ノ校長事務取扱ヲ免ジ、本校講師沢柳政太郎校長事務取扱ヲ命ゼラル○四十二年一月授業料規程中ヲ改正ス。二月規則及專攻部規程中ヲ改正ス。

教授会規程 (明治三十六年十二月十八日制定)

第一条 教授会ハ校長ノ諮詢ニ応ジテ教務ニ関スル事項ヲ審議スルモ

ノトス。

第二条 会員ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ。但シ校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ、会員以外ノ教員ヲシテ教授会ニ列席セシムルコトアルベシ。
 第三条 校長ハ教授会ヲ召集シ、其ノ議長トナル。校長事故アルトキハ上席教授之ニ代ル。
 第四条 議案ハ校長之ヲ提出ス。

商議委員 (就職順)

株式会社第一銀行頭取	男爵 渋沢 栄一
三井家同族会管理部専務理事	益田 孝
株式会社十五銀行頭取	園田 孝吉
明治生命保険株式会社専務取締役	阿部 泰藏
東京帝国大学農科大学教授	法学博士 和田垣 謙三
日本郵船株式会社長	近藤 廉平

職員

校長事務取扱

東京高等商業学校講師 文学士 沢柳政太郎長野県士族

教授

英語	學習院教授マスター、オブ、アーツ(アムハースト大学)	男爵 神田 乃武 <small>東京府族</small>
英語	語バチエラー、オブ、アーツ(デ、ポー大学)	高島 捨太 <small>東京府族</small>
英語		花輪虎太郎 <small>東京府民</small>

仙語 東京美術学校教授 黒田 清輝 東京府華族

簿記 商学 士茂木 英雄 栃木県

教育文学 文学 士守屋恒三郎 平都府

商業学 大蔵省参事官 兼大蔵書記官 法学 士野中 清 北海道

経済事情 商学 士根岸 悳 平山

西洋倫理文学(科外) 齋藤 木 新潟県

民法 東京帝国大学 法学博士 法学士 仁井田益太郎 福島県

外交史 慶応義塾大学部教授 林 毅陸 香川県

(在外国) 佐野 善作 東京府

工業政策、経済学、商業学 関 一 東京府

商業道德 東京高等商業学校長事務取扱 文学 士沢柳政太郎 前出

憲法 東京帝国大学法科大学助教 法学 士上杉 慎吉 東京府

機械工学 農商務省技師 工学 士小西 正二 岡山県

国際法ニ関スル研究指導 外務省参事官 法学 士阿部守太郎 大分県

商業道德 鈴木券太郎 神奈川県

仏語 東京外国語学校教授 滝村立太郎 東京府

独語 文学 士山田伊三郎 群馬県

財政学 法制局参事官 法学 士馬場 鏝一 東京府

経済学 法学博士 商学士 福田 徳三 平東京府

(就職順)

剣道教師 山田治郎吉 千葉県

柔道教師 居相 作蔵 三重県

衛生監督 陸軍一等軍医 医学 士長尾 秀雄 平東京府

助教授

独語 兼書記 雪岡重太郎 神奈川県

数学 村林 建蔵 平東京府

体操 長谷川福橋 平東京府

書法 稲川 春 平東京府

体操 関口 文蔵 平東京府

専攻部補助 法学 士橋詰 益弥 平東京府

委員 法学博士 法学士 志田鉦太郎 前出

専攻部研究室委員 佐野 善作 前出

専攻部研究室委員 関 一 前出

専攻部研究室委員 講 師 佐野 善作 前出

図書館委員 講 師 関 一 前出

商品陳列所委員 講 師 佐野 善作 前出

商品陳列所委員 講 師 関 一 前出

商品陳列所委員 講 師 関 一 前出

商品陳列所主幹 教授 理学 士奈佐 忠行 前出

図書館主幹 教授 マスター、オブ、アーツ 小谷野敬三 前出

會計課主任 助教 兼書記 雪岡重太郎 前出

會計課主任 助教 兼書記 小菅元四郎 前出

庶務課主任 書 記 金子 水哉 東京府

西村 正立 東京府

西村 邦太 山口県

浦岡 幸吉 平東京府

會計課兼商品陳列所係 鈴木 善吉 東京府

図書館係 書 記 鈴木 善吉 東京府

八	七	六	五	四	三	二	一	專修科目	学	年
領事科	計理科	商工経営科	保険科	交通科	取引所科	銀行科	貿易科			
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	四時以内	第一	年
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	四時以内	第二	年

第一表

庶務課 書記
 學生課 書記
 庶務課 書記
 會計課 書記
 商品陳列所係 囑託

平尾直登 福岡縣
 深見与一 東京府
 遠藤直之丞 平宮城
 蒲幸藏 広島縣
 飯塚忠遠 群馬縣

專攻部 仮規程

第一条 專攻部ニハ本校本科又ハ神戸高等商業学校本科ノ卒業生ニ就

キ、其ノ成績ヲ考查シテ入学ヲ許可スルモノトス。

第二条 專攻部学生ハ業務ニ就キ又ハ通学路程以外ノ地ニ居住スルコ

トヲ得ズ。

第三条 專攻部ノ修学期限ハ二箇年トス。

第四条 專攻部ノ学科及毎週教授時間左ノ如シ。

第二表

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	学	科	学	年
第二外国語第二部	第二外国語第一部	英	經濟	刑	外	計	憲法及行政	國際私法	國際公法	商	民	保	殖	交	農	工	經	財	經	經濟及金融			
五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	二	一	二	二	二	三	一					每週時間	第一
五	二			二	二	二	二	二	二	三	二		二					一	二			每週時間	第二

専攻部学生ハ第一表ニ就キ其ノ一科目ヲ、第二表ニ就キ各学年ハ科目以上ヲ撰択履修スルモノトス。

第五条 第一学年ニ限り学年ノ途中ニ於テ生徒ノ入学ヲ許スコトアルベシ。

本条ニ依ル入学者ニハ入学ノ学年ニ於テハ各自希望ノ科目ニ就キ聴講セシメ学年試験ヲ行ハザルモノトシ、次学年ニ至リ前条第一年ノ課程ヲ学習セシム。

但シ本文希望学科目ノ選定ニ付テハ生徒ハ予メ学校長ノ認可ヲ受クベシ。

第六条 第二学年ノ終ニ於テハ専修科目攻究ノ結果タル論文ヲ提出スベシ。

第七条 必修科目ノ試験ニ及第シ及専修科目ノ論文適當ト認ムルトキハ専攻部卒業証書ヲ授ク。

第八条 専攻部ヲ卒業シタル者ハ商学士ト称スルコトヲ得。

但シ明治三十二年八月以前ノ専攻部規程ニ依リ卒業シタル者及旧研究科ヲ卒業シタル者ハ、東京高等商業学校長ノ認可ヲ經テ商学士ト称スルコトヲ得。

第九条 専攻部ノ授業料ハ一学年金三十円トス。

第十条 本校一般ノ条規ニシテ此ノ規程ニ抵触セザルモノハ専攻部ニ適用ス。

(参照)

文部省令第十四号(明治四十二年文部省令第十七号ヲ以テ但書改正)

東京高等商業学校専攻部ハ之ヲ廢止ス。但シ現ニ専攻部ニ在学スル生徒及明治四十六年九月迄ニ東京高等商業学校又ハ神戸高等商業学校ノ本科ヲ卒

業シ専攻部ニ入学ヲ志望スル者ニ関シテハ、仍ホ従前ノ規程ニ依ル。

東京高等商業学校生徒ニシテ本科卒業ノ後、尚其ノ学業ヲ研究セントスル者アルトキハ、学校長ニ於テ必要ト認ムル場合ニ限り、研究生トシテ一箇年以内在学ヲ許スコトヲ得。

教授要旨

予科

商業道徳

一、近世倫理ノ大要

二、商業家ノ公德私徳

書法

書法、字体

作文

商業諸式、商業通信文、商業報告文

数学

速算、度量衡、比例歩合利息等、方程式問題、級数、対数及其応用、測法、錯列及配合、プロバビリチー

簿記

一、原理。総論、取引、貸借、勘定科目、帳簿

二、応用。一個商人ノ會計、商事会社ノ會計

応用物理学

総論、材料強弱、応用力学、熱、熱機関、光、顕微鏡、望遠鏡、電気、磁気、電灯、電力、電信、電話等

応用化学

- 一、酸、アルカリ、塩類
- 二、陶磁器、硝子、セメント
- 三、石炭、石炭瓦斯、木材乾留生成物
- 四、石油、石蠟
- 五、脂肪、脂肪油、石鹼、蠟燭
- 六、芳香油、樟腦、薄荷、樹脂、漆、ゴム
- 七、砂糖、澱粉、紙、セルロキド
- 八、醸造物
- 九、革

一〇、火薬、マッチ

一一、金、銀、銅、鉄、鉛

応用化学ハ天然諸原料ニ化学的操作ヲ施シ世用ニ供給スルノ法ヲ講ズル学科ニシテ、一般ノ化学工業ニ要用ナル事項即前列記ノ諸製品ノ性質、用途、製造法、並ニ製造化学ニ関スル原理等ヲ講述ス。

法学通論

一、汎論。法律学及法学通論ノ觀念、法律ノ觀念、種類、淵源、制定、解釈、管轄、制裁、消滅、權利義務ノ觀念及其種類等

二、各論。憲法、民法、商法、刑法、訴訟法、國際法等

經濟通論

經濟学ニ関スル一般ノ智識

英語

一、習字書取。諸証書式、書牘式等

二、解釈。史伝、記事文等

三、會話。日用必須ノ談話商業ニ係ル問答談話等

四、作文。日用往復文、記事文等

仏、西、独、伊、露語

讀方。訳解。文法。會話。

清語

發音。讀方。訳解。語法大意。會話。書取。

韓語

譯文。綴字。讀方。文法。會話。

体操

徒手体操。器械体操。各個教練。小隊教練。中隊教練ノ一部。実彈

射撃

本科

商業道德 第一年

一、商業道德ノ性質、種類、応用

商業文 第一年

商業通信文、商工業ニ関スル記事、論説文

商業算術 第一年、第二年

外国度量衡及貨幣、化法及轉換法、相場割、百分算、損益、仲買人手数料、仲立人手数料等、風袋及ドラフト、運賃、利子及割引、交互計算、時差、和較法及合金、割賦、計算法、保險、海損、金銀、貨幣制度、外国為替、株式取引、著荷地実価計算、送状、売上計算、重利法、年金及インダウメント、公債整理及償還、株式及社債、プロバビリティー、生命保險、トンチン、鉄道賃率算定法

商業地理 第一年、第二年

一、内国。地形、人口、生産、製造、工業地、外国交通及要港、内国交通及都市、内外貿易、經濟上ノ關係

二、外国。地形、人口、政体、商業の建説、農業、山林、畜産、漁業、鉱業、製造、内外貿易輸出入、貿易区域、船舶、港灣、運輸及貿易ノ便、貿易ノ障害、財政租稅、殖民地、繁榮及衰頹ノ原因、一般經濟上ノ状勢

商業歴史 第三年

一、内地商業、外国貿易、貨幣、度量權衡、金融事情、内地交通、

航海業、鉱山業、工業

二、自足經濟時代ノ商工業、封建制經濟時代ノ商工業、メルカンチ

リズム時代ノ商工業、十九世紀ノ商工業

簿記 第一年

銀行業

同 第二年

外国貿易業英文記帳

同 第三年

各種応用簿記

機械工学 第一年

工業用諸材料ノ性質及試験法、仕事及動力伝達、熱及熱機関、冷却法及暖房装置、水力及水力機、機械製造法及工作機械器具、紡績及染織工業機械、化学工業機械、印刷機、採鉱及冶金用機械

商品学 第一年

一、鉱業製品。鉄、銅、鉛、亜鉛、アンチモニー、滿掩、金、銀、石炭、石油

二、工業製品。陶器、七宝、硝子、セメント、マッチ、綾蓆、植物性油、蠟、漆並ニ漆器

三、農産。米、茶、珈琲、砂糖、藍、樟腦及樟腦油

四、纖維並纖維製品。綿、生糸、羊毛、大麻、苧麻、織物

五、水産。魚油、昆布、海參、乾鮑、鰯

以上諸品ハ、(一)産出並需要(二)使用(三)所在(四)性分性質並變化(五)製法(六)混合物檢定並品位鑑定(七)種類(八)売買ノ慣習(九)荷造法ノ各項ニ分チ講述ス。

經濟学 第一年

一、經濟原論

緒論、經濟ノ意義、國民經濟ノ意義、欲望

自然界、人口、人智並ニ技術

國民經濟ノ靜態觀察、共同生活ノ秩序、家族、国家其他ノ公

共団体、分業、所有權並ニ相統權、社会ノ分化、階級、企業

並ニ經營

國民經濟ノ動態觀察、生産、交通、分配

經濟学略史

同 第二年

二、貨幣論

貨幣ノ起因、貨幣ノ職分、貨幣ノ種類、本位貨幣及補助貨幣、法貨、グレシヤム法則、本位問題、貨幣ト物価、理想的標準、不換紙幣、兌換紙幣

三、銀行論

信用ノ觀念、信用証券、商業銀行ノ定義、効用、經營、資本金、

預金、手形割引、貸付、有価証券ノ売買、兌換銀行券ノ発行、銀行附随ノ業務、金融市場、外國為換、各種銀行、銀行史一斑、銀行政策

四、投機論

各國取引所ノ組織現況及取引方法、投機取引ノ意義、投機卜賭博、投機取引ノ經濟の本能、投機取引ノ弊害及其艾除策

同 第三年

五、恐慌論。恐慌及不景氣ノ意義、定期發生、附隨的諸現象、原因、防禦策及救治策、諸學說ノ批評

六、商業政策。總論、内國商業政策、外國商業政策

財政學 第三年

一、總論。財政ノ意義、財政學ノ定義性質、財政原理ノ歷史一斑

二、歲入論。歲入ノ分類

私經濟的收入。官有土地、官工業、官立銀行及富籤

公經濟的收入。手數料

租稅、租稅原理、租稅ノ種類及論理

國家ノ特權又ハ特權ニ基ク企業ノ收入

三、歲出論。歲出ノ意義及其國家ノ性質業務等トノ關係、經常及臨時歲出、歲出ノ種類、歲出補填ノ原理及原則

四、収支適合論。収支適合ノ原理、臨時歲入ノ種類性質

五、公債論。提要、公債、種類、募集、償還、公債ノ管理、公債卜金融市場トノ關係

六、予算及會計論。歲計予算ノ原理、予算ノ調製、提出、議定、施行監督、歲出入ノ管理方法及順序、歲出入管理機關ノ組織權限等

統計學 第二年

一、總論

定義、統計學ノ歷史、統計調査ノ機關、國際機關

二、統計ノ理論

大量觀察、統計上ノ所謂原則、統計的研究ノ條件

三、統計ノ技術

統計調査ノ方法一般、材料ノ整理、平均、インデックスナン

バー、補間法、図解ノ方法

四、人口統計

總論

人口靜態統計、研究ノ範圍、絶對人口、比較人口、都會ト田舎

ト人口ノ自然的区分、人口ノ社会的区分

人口動態統計、研究方法、婚姻、結婚者ノ年齡、離婚、夫婦間

係存統期間、出産、死亡率、死亡表、小兒ノ死亡率、移住

五、經濟統計

利用セラレタル土地、其区分、土地所有權ノ分配、建物、人口

職業別、財産統計、所得統計、農業、工業、商業、運輸、通信、

信用機關、物価

私法 第一年

民法

一、總則。人、法人、物、法律行為、期間、時効

二、物權法。總則、占有權、所有權、地上權、永小作權、地役權

同 第二年

三、債權法。總則、契約、事務管理、不當利得、不法行為

四、物權法。留置權、先取特權、質權、抵當權

同 第三年

商法

一、總則。法例、商人、商業登記、商号、商業帳簿、商業使用人、

代理商

二、会社。總則、合名会社、合資会社、株式会社、株式合資会社、

外國会社

三、商行為。總則、売買、交互計算、匿名組合、仲立營業、問屋營

業、運送取扱營業、運送營業、寄託、保險

四、手形。總則、為替手形、約束手形、小切手

五、海商。船舶、船舶所有者、船員、運送、海損、保險、船舶債權

者

破産法 第三年

一、実体規定。總則、破産債權者、別除權者、財団債權者、破産財

団、法律行為ニ関スル破産ノ効力、取戻權、相殺權、否認權

二、手続規定。總則、破産ノ宣告、破産管財人、監査委員、債權者

集会、破産財団ノ管理及換価、破産債權ノ届出及調査、配当強

制和議、破産ノ廃止

三、罰則

四、復権

商事行政法 第三年

緒論 行政ノ觀念、行政法、商事行政法

一、營業法

二、特許法

三、銀行法

四、貨幣法

五、保險法

六、度量衡法

七、交通々信

道路、鉄道、水路、郵便電信

八、労働者ノ保護

九、商業ニ関スル租稅殊ニ營業稅、關稅

一〇、商事行政ノ機關殊ニ領事、商業會議所

國際法 第三年

一、總論。國家ノ權利義務、條約、不法行為、外交官、領事

官、國家ノ領域、船舶航海、國際爭議終局ノ大要、戰爭大要、

海戰、中立等

英語 第一年、第二年、第三年

一、解釈。記事文、論文

二、會話。日用必須ノ談話、商業ニ係ル問答談話等

三、作文。日用往復文、商業通信、記事、報告、契約、論說等

仏、西、独、伊、露語 第一年、第二年、第三年

読方。訳解。文法。作文。會話

清語 第一年、第二年、第三年

一、読方。訳解。語法。書取

二、會話。通俗問答。商用會話

三、時文。商用尺牘、契約、手形書式、記事、日用尺牘

韓語 第一年、第二年、第三年

文法。會話。翻譯。講話

商業學 第一年

一、商業通論

商業及商業學ノ意義、商業ノ發達、商業ノ種類、商人、商業ニ
関スル公人私人、貨幣及度量衡、商業上ノ設備、商業機關、商
業経営ノ方法、商業ニ関スル經濟ノ大則及法規一般

二、売買

方向、計算、方法、時期等ニ基ケル売買ノ區別、商品及其代表
証券、品質數量、代価等ニ関スル要件、引渡ノ手續、支払ノ方
法、是等ガ實際活動ノ景況ヲ示スベキ売買上ノ実例等

商業學 第二年

三、海運

緒論、海運ノ發達、船舶、航路及港湾、海運ノ目的物及其運賃、
海運ノ組織及経営、海運ニ関スル実務、海運ニ関スル重要ナル
契約、救援及救助、海員問題、海運政策

四、鐵道。鐵道政策、鐵道經濟、鐵道実務

五、保險

總論、保險ノ定義、保險ノ利益及其濫用ノ弊、保險ノ種類及沿
革、保險ト他ノ學術トノ關係、保險ノ実務

各論

海上保險。海上保險ノ原理一般、海上保險ニ関スル一般ノ原則、

海上保險ニ関スル応用、海上保險ニ関スル経営

共同海損。共同海損ノ原理一般

火災保險。火災保險ノ原理一般、火災保險ニ関スル一般ノ原則、

火災保險ニ関スル応用、火災保險ニ関スル経営

生命保險。概説、沿革、必要及利益、濫用ノ弊、生命保險ノ種
類、死亡表、各種保險料、生命保險ニ用フル計算、準備金、保
險料割戻法、契約ノ終始及手續、内外生命保險証券ノ普通並ニ
特別約款、重要ナル外国ノ生命保險ニ関スル法制一般

以上記載以外ノ諸保險業ニ付一般ノ智識

六、銀行。預金、貸付、割引、為替、取立、公債証券、地金銀売買

事務取扱手續、外国為替

七、税関倉庫

関税制度

関税政策、通商条約ト関税制度、関税及其賦課徴収、戻税及交
付金、船舶ニ関スル制度、貨物ノ輸出入、積戻、通過及回漕、

貨物ノ評価鑑定、外国貿易及外国貿易統計、保税倉庫仮置場及
自由港制度、関税行政機關、関税警察、異議及訴願、税関事務
ノ運轉、諸書式、税関貨物取扱業務、港灣論

八、取引所

株式取引所、商品取引所、目的、沿革、組織、種類、各国ノ營
業規則、取引ノ方法及計算

商業実践 第三年

商業実践ハ総テ英語ヲ用キ、学生ヲシテ同一ノ事務ヲ執ラシメ、普
ク諸般ノ商取引ニ通ゼシムルヲ以テ目的トシ、本邦重要ノ輸出入品
ニ就キ一々例ヲ設ケ、之ニ要スル書式ヲ与ヘ、以テ一取引毎ニ其仕
入ヨリ販売ニ至ル諸般ノ手續、計算、通信及記帳ヲ演習セシム。

体操 第一年、第二年

(予科ニ同ジ)

専攻部

経済学 第一年

経済地理、経済実践、経済政策総論、農業政策、工業政策、交通政策

同 第二年

商業政策、殖民政策、経済史、財政論及金融市場

民法 第一年

民法第一編 総則

人、法人、物、法律行為、期間、時効

同 第二編 物権

総則、占有権、所有権、地上権、永小作権、地役権、留置権、先

取特権、質権、抵当権

民法 第四編 親族

総則、戸主及家族、婚姻、親子、親権、後見、親族会、扶養ノ義

務

民法 第二年

同 第三編 債権

総則、契約、事務管理、不当利得、不法行為

同 第五編 相続

家督相続、遺産相続、相続ノ承認及拋棄、財産ノ分離、相続人ノ

曠欠、遺言、遺留分

備考 民法第一編乃至第三編ハ本科ニ於テ修習シタル科目ナル

ヲ以テ、専攻部ニ於テハ宜シキニ随ヒテ取捨シ、且英米

法ノ原書ニ就キ我民法ニ比シテ授業スルコトアルベシ。

商法 第一年

商法 第一編 総則

第二編 会社

第三編 商行為

同 第二年

同 第四編 手形

第五編 海商

国際法 第一年

国際公法中汎ク本科第三年ニ於テ授業セザル部分ヲ授業シ、殊ニ国

際争議終局ノ部ヲ授業ス。

同 第二年

国際私法全般ニ渉ル総論、外国人ノ權利ノ享有、法律ノ抵触、民事

訴訟法中国際関係ノ規則ヲ説キ其中ニ於テ法例、国籍法ヲ説明シ、

其他国際私法ノ規則中殊ニ商人ニ必要ナル部分ヲ選ミテ授業ス。

国法学 第一年

緒論

一、国家

二、国法

一、総論

一、統治権

二、国体

三、国家聯合

四、憲法

二、国家ノ自然の基礎

一、領土

二、臣民

三、国家ノ機関

一、天皇

二、摂政

三、國務大臣

四、帝國議會

五、司法裁判所

六、行政官庁

七、官吏法

四、国家ノ地方区画

一、地方分権殊ニ地方自治

二、市町村、郡及府県

三、公共組合

同 第二年

五、国家ノ作用

一、立法

二、司法

三、行政

外務行政、条約

内務行政、総説、人事行政、保安警察、衛生行政、文化行政、

經濟行政、

財務行政

軍務行政

東洋經濟事情 第一年

一 清国ニ於ケル商店ノ種類

一 同上商店ノ組織

一 同上商人ノ組合団体

一 同上商取引ノ習慣及注意スベキ要点

一 同上貨幣ノ種類並ニ通貨

一 同上度量衡ノ事

一 同上金融事情

一 同上貨物授受ノ手續並ニ代金受払ノ方法

一 清国各口ニ於ケル貿易ノ情況

一 清国海關ニ於ケル貨物輸出入ノ手續

以上可及的實際活動ノ景況ヲ示スベキ実例等

近時外交史 第二年

序論、ウエストファリー条約ヨリ仏国革命ニ至ル外交、ナポレヲン

第一世時代ノ外交、維納条約及神聖同盟、反動ノ時代、英国ノ外交、

小国ノ興廢、巴里条約、伊太利ノ建国、独逸ノ勃興、仏国外交ノ大

敗、露土戦争、伯林条約、三国同盟、露仏同盟、英国ノ外交、米國

ノ外交、英仏ノ衝突、東方問題、極東問題

刑法 第一年

刑法 総則ノ部

第一編 犯罪

第一卷 犯罪ノ事實

日本刑法沿革大意、刑罰權論ノ大要、犯罪ノ定義、犯罪ノ區別、

犯罪ノ時、場所、人

第二卷 犯罪ノ責任

責任ノ原則、責任ノ例外、責任ノ減輕、責任ノ加重、數罪ノ責任、共犯ノ責任

第二 刑罰

刑罰総論、主刑附獄制論大要、附加刑、刑期計算、満期免除

明治四十二年七月卒業式に於ける祝詞演説等

眞野校長事務取扱報告

閣下並諸君、本日本校第十九回の卒業式の典を挙ぐるに当りまして、文部大臣閣下を始めとして來賓の御責臨を辱う致しましたのは、卒業生一同は申すまでも無く本校に取りまして誠に榮譽の次第と深く感謝いたします。是より式を始めます。

(卒業証書授与)

閣下並諸君、例に依りまして是より本校現状の概況を御報告いたします。本校は創立以來既に二十四年の星霜を経て居りまして、今回は第十九回目の卒業式であります。本日証書を授与いたしましたのは専攻部卒業生三十七人、本科卒業生二百六十四人、撰科畢業生が十人(清国人八名韓国人二名)商業教員養成所卒業生二十九人、合せて三百四十人であります。此本年の卒業生を是までの卒業生に合せて申上げますと専攻部卒業生が二百十三人、本科卒業生が二千二百七十五人、撰科畢業生が三十人、旧附屬主計学校卒業生が二百四十人、商業教員

養成所卒業生が百三十四人、此合計二千八百九十二人の多きに達しま

す。而して卒業生卒業後の状況に付きましては、本年の如き一時に三

百人の卒業生を出しますから、其卒業生が直ちに就職の途を得ると

云ふことは困難のことでございますが、是までの就職別の状況に付て

見ますると、一覽にも出て居ります通り、多くは会社銀行に就任を致

して居ります。三井物産会社の如きは是までに二百有余名の卒業生を

採用して居ります。又日本郵船会社、横浜正金銀行、三菱会社、日本

銀行、第一銀行等何れの方面にも卒業生を數十名採用せられて居ると

存じます。又本校卒業生にして海外に出て居ります所の人を調べて見

ますると、是は調査が甚だむづかしいのでありますが、三百人以上に

上ぼつて居ると考へます。斯の如く本校が其設立されたる所の目的に

適しまして、商業界に聊か貢献して居ると云ふことは誠に喜んで居る

次第でございます。而して現在本校今日の生徒はどれだけの数になつ

て居るかと思はれますと、専攻部、本科、予科を合せて千二百二十八

人あります。丁度三百数十名の多くの卒業生を出しましたから、唯

今は生徒が少なくなつて居ります次第でありまして、現に専攻部に入

学を希望して居ります者が百四十九名ございます。尚ほ九月の学年

の始め迄には増加するかも知れませぬ。また新入学生に付きましては、

当時試験中にありまして三百二十名入学せしむる予定になつて居りま

す。又教員養成所の方も今年は三十一人入学せしむる予定になつて居

りますから、是等を加へますと学年の始めには本校の学生生徒は千五

百名余に上るる予定でございます。一学校の生徒数と致しましては甚

だ多いのであります。斯の如くに年々其数を増して参ります故に、校舎

の狹隘を告げ、殊に図書閲覧室の如きは本校に取りまして最も緊要な

る所のものでございますが、学生生徒の増加の為に非常に不便を感じて居つたのであります。然るに本年二月に閲覧室も出来まするし、又狭隘を感じて居りました運動場も、此四月に東京高等師範学校小学校附属敷地の内より二千九百五十六坪余往來を隔て、向側にあります所の地所を本校管理に移されました。是洵に数年来本校の希望して居ります所を達しました次第でありまして、是は深く当局者に向て感謝する次第でございます。報告はそれだけに致します。細かいことは他の折りに譲ります。

是より卒業生諸氏に向つて一言申述べたいと思ひます。抑々実業教育上、学理と実地二ながら必要であると云ふことは私が申述ぶるまでも無く、既に皆世人の認める所でありませう。併ながら此学理と実地を如何に調和し如何に按排するかと云ふことに付きましては、尚ほ研究の余地があること、信じます。現に近着のエンジニヤと云ふ工業雜誌を見まするに、蘇格蘭に於きましては工業技術者の養成に關しまして或委員会の報告が出て居ります。其報告は学校と工場との連絡を図る案に付きまして、大学で学理を学ぶと共に工場に於て実習をなすと云ふ、其ことに付きまして種々の手段方法を講じて居ります。又独逸或は米國等の学校に付いて見ましても、或は学校内に実習を為す所の工場を設くるとか、又は学校に入学する以前に於て実習を為さしめるとか、又学校を卒業しましてから実習を為し、又は学校を卒業した者が実務に就き、或は実務に就いた者が学校に来る、又実務に就きながら傍ら夜学校に於て学理を研究すると云ふやうに種々の方法を各々講じて居るのであります。軍人の教育法に付いて見ましても同様考へますので、学校を卒業しましてから実務に就かしまして、更に実務に就

いて居ります内で堪能なる者を撰びまして、或は士官学校或は大学校に入学せしむると云ふやうな方法を探つて居ります。然らば商業教育に付きましても、此点に於ては尚ほ矢張り研究する余地があることと考へる。然れば卒業生諸氏は本日をも以て多年螢雪の勞を積まれて是より活動社会に出て活動事務を執らんとするの時に方りまして、諸氏が実地実務のみに趨せず、学理にも亦重きを置かれんことを希望するのであります。

惟ふに商業は工業、農業の学校と頗る其趣を異にする点があると思ひます。学校に在りまして商業の実習は克く為し能はざるものありと信じます。工業学校に於きましては工場を備へ、又農業学校に於きましては農場を備へて之に依つて実習を為すと云ふ如くに、商業学校に於て市場を附設することが出来るかと云ふに、それは出来ない。漸く商業実践を為すに止まる位のことであると考へます。そんならば一時学校を出て実務に就いて、又学校に入ることが出来るかと申しますと、是亦工業、農業学校に見るが如く夏季休暇を利用して実地を実習すると云ふやうな容易いことでないと思へます。商業学校より出で、銀行会社に入り、一時実務に就いて又其地位を去つて学校に入ると云ふことは、商業として困難のことと思ひます。啻に本人が其地位を失ふのみならず、又会社の方から見ましても其ことは困難であらうと考へる。故に商業学校に於きましては、其学ぶ所は多く理論に止まりまして、実地は卒業後に待たなければならぬと思ひます。故に諸氏は本校を出る時は百事実地を専らとして熱心に当り、信用を以て人に接し、慣習に通じ、状況に明かに、約束は必ず履み、義は必ず体し、大小を問はず、難易を論ぜず、至誠を以て常に処せられんことを希望するので

あります。然りながら世界の大勢は日進月歩、推移して止まぬのであります。我邦の形勢にしましても亦此大勢を追うて活動しなければならぬ。是に於て、諸氏は一方に於ては熱心実務に従事すると共に、又修養を怠らず、或は雑誌に、読書に、又は夜学に、常に日新の理論に接近せられんことを勧告するのであります。即ち諸氏は是より実務に就かるゝや、其得た所の地位を保ちながら上進する余暇を利用いたされて、実地を専攻すると共に学理をも合せて研究することを忘れざらんことを希望する次第であります。即ち実地と学理との調和を能く懈らないやうになされんことを切望するのであります。

又教員養成所を卒業せられたる諸氏は、今後教職に従事して実地の方に就かれない所の方々である。故に是は前段に反しまして常に各科の學術の進歩はありましても実地に接する機会は極めて少ないと思ひます。故に教員養成所卒業生諸氏は眼を実地に成るべく注いで常に注意せられんことを希望するのであります。本日此卒業式に際しまして諸氏の卒業を祝すると共に一言希望を述べました次第であります。

小松原文部大臣祝詞

東京高等商業学校が本日ヲ以テ其ノ第十九回卒業証書授与式ヲ挙グルニ当リ、一言ヲ陳ベテ卒業生諸子ノ前途ヲ祝スルハ本大臣ノ欣フ所ナリ。

抑商業ノ国家經濟ニ於ケル其關係スル所極メテ大ナルガ故ニ、随ツテ之ガ實際ノ局ニ当ラントスル諸子ノ任務モ亦頗ル重シト謂フベシ。願フニ学校教育ノ素養アルモノハ、出デ、其ノ職ニ就クニ及ビテ動モ

スレバ研究的事務ニ従フコトヲ喜ビ、繁雜ナル日常ノ庶務ヲ執リ活動ノ衝ニ当リテ真成ノ実業家タラントスル練修ヲ忽諾ニセントスルノ傾向アルヲ免レズ。諸子ハ予メ茲ニ留意シテ、小事ヲ苟モセザルハ能ク大事ヲ成ス所以、煩瑣ナル実務ニ練達スルハ即チ大局ヲ料理スルノ素地ヲ造ル所以ナルコトヲ思ヒ、又信用ガ商業家第一ノ立脚地タルコトヲ牢記シ、忠実ト勤勉トヲ以テ事ニ従ヒ、好個ノ事務的人物トナリ、以テ国富ノ増進ヲ図ルト共ニ、一面精神ノ修養ヲ怠ラズ、高尚円満ナル人格ヲ練成シテ商業道德ノ向上ヲ助ケ、品位アル実業家トシテ斯界ニ模範タラント期セザルベカラズ。

商業教員養成所ヲ卒業セル諸子ハ、其担当スベキ学科ノ教授ニ懇切熱心ニシテ、子弟ノ為メニ常ニ適切ナル教授ヲ施シ、実務ニ堪能ナルト共ニ道義的精神ニ富メル有為ノ人物ヲ育成センコトヲ努メヨ。

諸子ノ卒業ニ際シ聊カ希望スル所ヲ述ベテ以テ祝辞トス。

阪谷男爵演説

閣下並諸君、今日卒業式に当りまして唯今來賓の一人として私から何か申上げるやうにと云ふ真野校長から御依頼でございます。此場合來賓の中から如何なる所感を有つかと云ふことを申上げて置くこと云ふことは、諸君に於ての他日の多少御記念になるであらうと考へまして一言御清聴を瀆します。

此卒業式に誰も異存の無い所感は御目出たいと云ふことであるのであります。是は今日の如くに三百四十名から優等の卒業生を此学校が出し、又国家の為に是だけ人材を得たと云ふことは無論祝すべきこ

とである。又卒業生諸君の一身に顧みても、小学校の時代以来、今日まで日々御苦心の結果、此卒業証書を得られたのであるから、此御目出たいと云ふ一言に付ては満堂誰も異存は無い訳であります。私も二十五年前に卒業証書を買ったことがあります、中々愉快のもので、逢ふ人が皆にこゝとして見える。家へ帰つても父母を始め兄弟も皆にこゝとして迎へて呉れると云ふ訳で、何となく春のやうな心持がして愉快なものである。併ながら是は今申した意味に於て愉快な訳ではありませんが、楮其人生の上の苦楽と云ふことから論じて見ると、余程又所感が違ふであらう。学生の境涯ほど愉快のことは無い。どうも思ふ通りのことを考へて見て、さうして其日々を自分に何等責任の無い暮しをして居るのであります、非常に愉快のもので、年を取るほど学生の境涯は愉快を感じるのでありますから、諸君も矢張り是から先き社会に出て非常に苦みをしなければならぬと云ふことを感ぜられるであらう。故に苦楽と云ふ点から今日の所感を申せば、今日から先きは大変な苦心をせねばならぬ所に這入るのであつて、誠に御気の毒である、斯う申さなければならぬ。又此覚悟は諸君に無くつてはならないのである。で既に唯今校長の御演説の中にも、今年卒業後の就職に付いては是までよりも多少困難であると云ふ御言葉があつたやうでございますが、是は大きにさうであらうと私も矢張り感ずるのであります、此卒業後就職と云ふことは年一年にむづかしくなりつゝある。私共が二十五年前卒業した時分から比ぶれば非常に今日は困難を加へて居るので、併ながら此困難を加へると云ふことは、諸君に対しては御気の毒のことでございますけれども、之を国家の上から論ずると、さうあらねばならぬ理窟なので、卒業すれば悉く楽に暮しが付くと云

ふならば、日本全国の人は皆高等なる専門学校へ這入つて来ると云ふことになつて人間の分配が付かぬ訳になるのでありますから、決して此卒業生の就職がむづかしくなつたと云ふことは、卒業生諸君には御気の毒であるが、国家の見地から見れば段々此人材が殖へて来たと云ふことを証明しなければならぬ。元来今日まで此卒業した者の就職は余り易過ぎた。私は二十五年前に卒業いたしました時分、其時の独逸の教授が私に問ふて言ふのに、卒業してから御前どうするかと云ふことであつた。大概もう方々の諸官省や会社から申込がある。私始め私の同級生は職に就くことはもう翌日から出来るのである。それで給料ほどの位貰へるかと言ふ。大概五十円位の給料に有附くのである。斯う云ふ話を致したらば、其独逸の教師が申すのに、日本と云ふ国は合せの国であつて、御前さん達は仕合せの時に生れたのである。独逸では自分が経験したことであるが、卒業して大凡三年位は決して給料は取られるものでない。役人になつても唯奉公で上官から酷く追使はれて、やつと三年経つて少しづゝ給料を貰はれる位である。然るに御前さん方は明日から給料を貰へる。「パン」の苦勞が無いと云ふのは何たる仕合せのことであるが、又大層仕合せの時に御前は生れたことである。併しと言つた。併し是はさう続かぬ。斯う云ふことは日本が唯御維新の变化の際一時あるのであつて、決して斯う云ふことは長く続かぬ。是では日本がいかぬから、到底卒業生が就職に難儀を感じる時代が来なければ日本の教育と云ふものが普及したと言はれぬのである。と云ふことを丁度二十五年前私が卒業した時分に聞いたので、即ち其時代に近寄つて来たのである。併ながらさう云ふと、此職が無いのであるかと云ふ又疑ひが諸君の中から起るであらう。職が無くつて

からに自分の就職が困難になつたのか、斯う云ふ疑ひが起るでありませうが、さうでは無い。段々と日本の國勢の發展と共に非常に此商業と云ふものが進んで、殆んど貿易は八億九億今に十億に達する勢ひであり、又今後日本の商業と云ふものは益々海外に發展して往かなければならぬ、又往くべき機運を有つて居る。往かねばならぬ、往くべき機運を有つて居るからには、此商工業上學問に従事した人材と云ふものを要することは非常に多い。多いのであるが、世間は余程今日までの如く唯無暗に人を買込まなくなつて来た。故に是からは卒業者が自分の非常に苦心をして学校で學んだ知識だけでは中々足りない。此似上に——今文部大臣閣下始め色々御訓戒がありました如くに、学校の知識以外にまだ諸君の身に付加へるものがなければならぬ。中々容易に此世の中と云ふものを渡つて往くことは出来ない。斯う云ふ理窟になるので、職業が無くなつたにあらずして、職業は私共が卒業した二十五年以前より非常に多くなつて居るに拘らず、それに適すべき人材と云ふものを是からは益々要するのである。それに適するやうに是から諸君と云ふものは苦しまなければならぬと云ふことを申すのであります。昨年私は亞米利加歐羅巴を歩いて参りましたのであります。此日本と云ふ國、又日本人自らが苦心すると云ふことに付いては、甚だ欧米の人より其苦心の仕方が乏しい。元來此日本は御承知の通りに今から五十年前は鎖國の國であつて、外國と交際をせず先づ一國限りで一の世界を為して樂に暮して居つた國である。其習慣と云ふものが今日もまだ脱けませぬ。欧米の人のやり方を見ますと、始終隣りの國と喧嘩をして、始終競争競争くと云ふことの念に驅られて居るのでありますから、苦心の仕方が非常に違ふ。日本人はどうしても其点に於て苦

心と云ふことが薄いので、苦心くと云ふことは口にしますけれども、どうもそれに付て感じが乏しい。例へば何でもない例でありまするが、私共が市中を歩いて見ますのに、此間日比谷公園辺りを歩いて見ても、水道の水が誰か不注意の為に溢れて居る。其側を幾ら日本人が通つても水道を直して通る人は無いけれども、私が見て居ると、一人の西洋人の子供が其水道の水の落ちて居るのを止めて往くのを目撃した。是は何でもない出来事のやうであるが、非常に數百年間苦心をした結果、此性質を養成したと云ふことを考へなければならぬ。公德——無論公德と云ふものは苦心の結果から来るのである。總て此西洋の人と云ふものは、水一ツでも唯ではない。非常な勞力非常なる装置經費の結果から来て居ると云ふことを知つて居る。それで水の儉約をする考へが出て来るのであつて、まだく世の中に立つて居らぬ子供であつてさへ、水道の水が唯是は無駄になつて居ると云ふことの念が生ずるのであつて、知らず識らず自分が往つて栓を締めるのである。是は何でもない話であります。何でもない出来事であるが、どうして其性質が日本人と西洋人と違ふかと云ふと、詰り苦心が足りない。で、是は日本人同士の間になつて居ても、總て富貴の人と云ふものは苦心を知らぬ。貧賤から育つた人は苦心を知つて居る。それ故に富貴の人は何となくボンヤリして居る。貧賤から出て居る人はさう云ふ所が誠にはつきりして居る。國民の間に於てさう云ふ差が非常に強いのである。さう云ふことは欧米を歩きますと明かに認めますのであります。苦心と云ふことを唯口に申すと何でもないのでありますけれども、能く自分で御考へなさつて、是から先き非常に苦心をして、國家の須要を充たして往くことを考へ、又自分の生計の途を啓くことを考へな

ければならぬ。即ち私は諸君の今日の目出たいと云ふことに付いては満幅の同情を表します。又満堂一人も御異議は無いと思ひます。又此苦楽と云ふ点から申すと、今の如き覚悟が必要であらうと思ひます。

今一ツ茲に諸君に対して最も同情を表するのは、今年五月此学校に不幸の出来事があつて、或は諸君の御卒業は如何あらうと私共保証人の一人として深く心配いたしましたのであります。然るに今日此三百四十名誠に目出たい卒業をなさると云ふことは、最も喜びに堪へぬ次第であります。是は満堂諸君と俱に此所感に付いては深く喜びを呈したのであります。此に来賓の一人と致しまして、校長の御指名に依りまして聊か蕪辞を呈して置きます。